

綾瀬市暴力団排除条例制定の基本的な考え方について

● 条例制定の背景

暴力団は、恐喝、賭博、拳銃や麻薬の密売等の犯罪行為だけでなく、債権取立てや示談交渉といった市民の経済生活にまで深く根を広げ、資金源として活動しています。

近年では、湘南ひらつか七夕まつりが開催されていた平塚市内において、暴力団の対立抗争に伴うけん銃での組員殺害事件や、横浜市内でけん銃を発砲した組員のビル立てこもり事件が発生しています。こうした事件は、市民の身近な場所で発生しており、暴力団の被害から、市民生活を守ることが課題となっています。

神奈川県では暴力団排除条例が平成23年4月1日に施行されました。綾瀬市においても暴力団の抗争事件は発生していないものの、市民・事業者・行政が一体となって社会から暴力団を排除し、安全で安心な市民生活の確保と、社会経済活動の健全な発展のため、「綾瀬市暴力団排除条例」を制定し、平成23年7月1日より施行いたしました。

総 則

○ 目的

暴力団排除について、基本理念等必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

○ 定義

「暴力団排除」「暴力団」「暴力団員等」「暴力団経営支配法人等」

○ 基本理念

暴力団を『**恐れない**』『**協力しない**』『**利用しない**』を3原則とし、暴力団排除には、社会全体で取り組むことにより効果的な実施が図られるため、市及び市民等が連携し、協力して推進されなければならない。

○ 市の責務

基本理念にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定・実施する。

○ 市民の役割

基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努める。

暴力団排除に関する基本的施策

- 市職員への不当な行為に対する措置
市職員や指定管理者が不当な要求に適切な対応をするための必要な措置
- 市の契約からの暴力団排除
契約の締結を伴う事務等から暴力団関係者の介入を排除するための必要な措置
- 給付金等の交付における暴力団排除
給付金等を交付する事業が、暴力団の活動を助長等することのないようにするための必要な措置
- 公の施設における暴力団排除
暴力団関係者に、公の施設の管理や利用をさせない等必要な措置
- 意見の聴取
神奈川県警察本部長から暴力団排除に必要な意見を聴くための措置
- 市民に対する支援等
市民が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう必要な支援
- 広報及び啓発
市民に暴力団排除の重要性の理解を深めるための広報啓発
- 国及び他の地方公共団体との連携
国等との連携を図りながら協力することによる暴力団排除の効果的な推進

雑 則

- 委任
条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
- 条例の施行日
平成23年7月1日